

地域班設置規程

(目 的)

第1条 公益社団法人 日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、事業を推進するため、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、かつ積極的意欲をもって地域の発展に貢献することを目的に地域班を設置する。

(区域及び名称)

第2条 地域班の区域及び名称は、別表のとおりとする。

(事業活動)

第3条 地域班はセンターの指示を受けて、次の事業活動を行なう。

- (1) 地域班会議の実施
- (2) 地域社会への貢献
- (3) 全世帯を対象とするセンターの広報、資料等の配付
- (4) センターが受注した公報、物品、チラシ等の全世帯及び該当世帯への配付、配達
- (5) その他目的達成に必要な活動

(班長及び副班長)

第4条 地域班に地域班長（以下「班長という。」）を置き、また、地域副班長（以下「副班長」という。）を置くことができる。

- 2 班長は、班員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 副班長は、班長の指名により会長が委嘱する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるとき又は欠けたときはその任務を代行する。
- 5 班長及び副班長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度とする。ただし、再任は妨げない。

(班長の任務)

第5条 班長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 班員の協力のもとに、班の事業活動を推進
- (2) センターから会員への連絡、伝達及び文書等の配布
- (3) 班員の状況等の把握
- (4) 入会の促進、就業機会の拡大のための協力
- (5) その他必要な事項

(班員の義務)

第6条 班員は、次の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

- (1) 地域班会議

- (2) 地域社会への貢献
 - (3) その他班長の依頼による諸活動への協力
- (地域班会議)

第7条 地域班は、年2回地域班会議を開催し、センター事業や課題等の共通認識及び班員相互の理解と親睦を深め、連帯意識の高揚に努める。

- 2 地域班会議は、班長が招集する。
- 3 地域班会議の実施について必要な事項は、別に定める。

(地域班長会議)

第8条 地域班長会議は、必要の都度会長が招集する。

(地域班ブロック会議)

第9条 地域班ブロックは、当該ブロック内の班長で構成し、年2回以上地域ブロック会議を開催する。地域活動をより円滑に運営していくため、隣接する地域班が連携を密にして、地域間の情報の共有化及び意思疎通と相互協力の推進に努める。

- 2 地域班ブロック会議は、ブロック長が招集する。
- 3 地域班ブロック会議の実施についての必要な事項は、別に定める。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和60年12月7日から施行する。
- 2 昭和58年4月1日施行の日野市高齢者事業団地域班長選出要領は、この要綱の施行の日から廃止する。

付 則

この要綱は、平成2年6月22日から施行し、平成2年7月2日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成5年3月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成2年6月22日施行の地域班運営要綱は、この規程の施行の日から廃止する。

付 則

この規程は、平成16年8月31日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成18年4月28日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年5月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

別表

班 名	区 域
日 野 1	中央自動車道より北部で日野2以外の日野地番地域
日 野 2	都道256号線（旧国道20号線）、市道幹線2-57、中央自動車道及び多摩川に囲まれた地域
万 願 寺 1	万願寺1～4丁目地番全域
万 願 寺 2	万願寺5～6丁目地番全域 石田1～2丁目地番全域
日 野 4	中央自動車道より南部で都市計画道路日3、4、11より西部の日野、宮、上田、川辺堀ノ内地番地域
日 野 本 町	日野本町地番全域
新 町	新町地番全域
栄 町	栄町地番全域
神 明	神明地番全域
大 坂 上	大坂上地番全域
日 野 台 1	日野台1～2丁目地番全域
日 野 台 2	日野台4～5丁目地番全域
多 摩 平 1	多摩平2丁目、多摩平4丁目地番全域
多 摩 平 2	多摩平1丁目、多摩平3丁目地番全域、富士町地番全域
多 摩 平 3	多摩平5～7丁目地番全域

旭が丘 1	旭が丘 1～2 丁目地番全域
旭が丘 2	旭が丘 3～6 丁目地番全域
豊 田	豊田 1～4 丁目地番全域
東 豊 田	東豊田地番全域、豊田 1 4 2 7 番地～1 4 3 2 番地
東 平 山	東平山地番全域
西 平 山 1	西平山 1～4 丁目
西 平 山 2	西平山 5 丁目
平 山 1	平山 1 丁目、3 丁目、4 丁目地番全域
平 山 2	平山 2 丁目、5 丁目、6 丁目地番全域
鹿島・南平	鹿島台地区／南平 1 丁目 南平中・下地区／南平 3 丁目 松ヶ丘地区／南平 2 丁目
南が丘・南平台	南が丘地区／南平 2 丁目 南平台地区／南平 2 丁目
南 平 2	南平 4～5 丁目地番全域
南 平 3	南平 6～9 丁目地番全域
新井・高幡	高幡地番全域、新井、石田の一部（浅川の南側地域）
落川・百草	落川地番全域、百草の一部（京王百草園から野猿街道へ抜ける道路の北側）
三 沢 1	京王電鉄動物園線より東側の三沢地番全域（高幡台団地、三沢 1 丁目 24 番地～40 番地、三沢 3 丁目 26 番地～54 番地、程久保 8 7 9 番地～8 9 5 番地を除く）
三 沢 2	高幡芙蓉ハイツ、三沢 4 丁目、三沢 1 丁目 24 番地～40 番地、三沢 3 丁目 26 番地～54 番地、程久保 8 7 9 番地～8 9 5 番地
程 久 保	程久保地番全域（程久保 8 7 9 番地～8 9 5 番地、高幡台団地を除く）三沢 5 丁目
高 幡 台	高幡台団地全域
百 草 台 1	百草団地全域
百 草 台 2	落川・百草班以外の百草地番全域(百草団地全域を除く)